

**第 45 回全国育樹祭実施計画策定業務  
企画提案競技実施要領**

**1 趣旨**

令和 4 年秋季に大分県で開催される第 45 回全国育樹祭の実実施計画の策定業務の委託先の選定に関し、プロポーザル方式による提案競技に参加しようとする者（以下「提案競技参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定める。

**2 業務の概要**

- (1) 業務名 第 45 回全国育樹祭実施計画策定業務
- (2) 契約期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (3) 限度額 5, 211, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 上記の金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

**3 業務の内容**

別添「仕様書」のとおり

**4 スケジュール（予定）**

令和 3 年 1 月 8 日（金）	企画提案競技の公告 企画提案競技参加申込書等、企画提案書、質問書の受付開始
1 月 22 日（金）	企画提案競技参加申込書等、質問書の提出期限
2 月 8 日（月）	企画提案書の提出期限
2 月 17 日（水）	プレゼンテーション及び審査会
2 月下旬	審査結果の通知
3 月	契約締結のための協議
4 月	委託契約の締結

**5 参加資格**

企画提案競技に参加できる者は、次の各号の要件を全て満たしている者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会を行う場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (3) 次の各項目の全てに該当すること。
- ① 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
  - ② 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
  - ③ 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
    - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
    - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
    - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者
    - カ 暴力団または暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
    - キ 役員等が暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
    - ク 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、大分県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (5) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者または同等の資質を有する者であること。
- (6) 大分県内に本社、支社、営業所またはこれらに類する事業拠点を有する者であること。
- (7) 平成 20 年 4 月 1 日以降に日本国内で開催された、皇室御臨席の全国規模の大会（全国育樹祭、全国植樹祭、豊かな海づくり大会、国民体育大会等）で元請け（元請けとなった共同企業体の構成員を含む。）として企画又は運営を実施した実績を有すること。
- (8) 本業務に、次の要件を満たす総括責任者及び主任担当者を配置することが可能な者であること。
- ① 総括責任者  
イベントの企画運営に係る実務経験が 7 年以上あり、かつ平成 20 年 4 月 1 日以降に日本国内で開催された皇室御臨席の全国規模の大会を担当した経験があること。
  - ② 主任担当者  
イベントの企画運営に係る実務経験が 4 年以上あり、かつ平成 20 年 4 月 1 日以降に日本国内で開催された皇室御臨席の全国規模の大会を担当した経験があること。
- (9) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とするが、この場合の要件は以下のとおりとする。
- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

- ② 共同企業体を構成する全ての事業者は、参加資格(1)から(4)の要件を満たす者であること。
- ③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、参加資格(5)から(8)の要件を満たす者であること。
- ④ 共同企業体を代表する事業者は、構成員のうちで最大の出資割合であること。
- ⑤ 参加資格(8)の統括責任者は、共同企業体を代表する事業者から配置すること。

## 6 企画提案競技への参加

企画提案競技への参加を希望する者は、以下の書類を持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は配達記録が残る一般書留等とし、FAXや電子メールによる提出は一切受け付けない。

### (1) 提出物（各1部。A4サイズ）

- ① 企画提案競技参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- ② 5の(3)の③に関する書類（様式第2号）
- ③ 5の(7)に関する書類（様式第3号及び自治体や民間団体との契約書の写し等、記載事項を証明する書類）
- ④ 5の(8)に関する書類（様式第4号、第5号及び第6号）
- ⑤ 共同企業体の場合にあつては、共同企業体協定書（様式第7号）の写し
- ⑥ 会社概要（パンフレット等、会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。共同企業体の場合にあつては、構成する会社ごとに提出すること。）

※ なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める書類を併せて提出すること。

- ・営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類（写し）
- ・納税証明書（都道府県税）
- ・納税証明書（地方消費税）
- ・登記簿謄本、定款（写し）
- ・印鑑証明書
- ・貸借対照表及び損益計算書（直近年度分）、営業概要書
- ・取扱商品等調書

### (2) 提出期限

令和3年1月22日（金曜日）17時必着

### (3) 参加資格の確認

提出された参加申込書等に基づき、参加資格の審査を行う。なお審査の結果、参加資格がないと判断された場合は、令和3年1月27日（水曜日）までに書面により通知する。

### (4) その他

参加申込書等の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を令和3年2月1日（月曜日）17時までに提出すること。（ファクシミリまたは電子メール可。その場合は必ず着信を確認すること。）

## 7 質問の受付及び回答

提案を行うにあたり、別紙「質疑応答集」以外で疑義が生じた場合は、以下により質問書（様式第9号）を提出すること。

### (1) 質問方法

電子メールにて提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。

### (2) 電子メールの件名

第45回全国育樹祭実施計画策定業務（会社名）

### (3) 回答方法

質問書を受理した日の翌日から起算して直近の火曜日又は金曜日までに、参加申込書提出者全員に対して回答を電子メールにより送付するとともに、第45回全国育樹祭大分県実行委員会（以下「実行委員会」という。）ホームページにて公表する。ただし、提案内容の核となる質問内容については、質問者に対してのみ回答する。

### (4) 提出期限

令和3年1月22日（金曜日）17時まで

## 8 企画提案書の提出

別添の「第45回全国育樹祭実施計画策定業務企画提案書作成要領」を参照のうえ以下の企画提案書を作成し、期限までに提出すること。

全てA4サイズ。長編綴じとすること。ファイル等による綴じ込みはせず、2穴パンチ位置を考慮して印刷すること。

### (1) 企画提案書

項目	内容	部数	備考
① 表紙	・会社名、担当者名、連絡先等を明記すること。	1	様式第10号
② 企画提案書	・作成にあたっては、別添の企画提案書作成要領を参照して行うこと。 ・正本1部、副本10部の計11部提出すること。ただし、副本には住所や会社名等、企画提案者が特定される情報は記載しないこと。	11	様式任意

③ 見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を実施するために必要な項目ごとに、その単価、金額を記載すること。</li> <li>・正本1部、副本10部の計11部提出すること。ただし、副本には住所や会社名等、企画提案者が特定される情報は記載しないこと。</li> </ul>	11	様式任意
-------	---	----	------

(2) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は配達記録が残る一般書留等とし、FAXや電子メールによる提出は一切受け付けない。

(3) 提出期限

令和3年2月8日（月曜日）17時必着

(4) その他

- ① 1社（1共同企業体）につき1提案とする。
- ② 提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。
- ③ 次に掲げる事項に該当するものは失格とし、審査の対象としない。
  - ア 提出書類に不足がある場合
  - イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - オ 本募集要領に違反すると認められる場合
  - カ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
  - キ 別に定める審査会の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
  - ク 他の提案競技参加者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
  - ケ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案協議参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
  - コ その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

## 9 審査会の開催

別に定める審査会において、以下のとおり提案競技参加者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた企画提案者1社（1共同企業体）を選定する。ただし、総得点の最も高い企画提案者が実行委員会の求める最低限の基準（満点の6割以上）に達していない場合は、この限りではない。

また、提案競技参加者が多数の場合は、書類による事前審査を行い、プレゼンテーショ

ンの実施対象者を限定する場合がある。

(1) 日時及び場所（予定）

令和3年2月17日（水曜日）午後 大分県庁内会議室

※ 正式な日時及び場所については、後日改めて提案競技参加者あて通知する。

(2) プレゼンテーション方法

① プレゼンテーションは匿名で行うものとし、実行委員会事務局より提案競技参加者あて、あらかじめ通知する名称（A社、B社等）を使用すること。

また、会場入室時にも会社名等が特定される名札や社員記章等は、あらかじめ外しておくこと。

② 提出済みの企画提案書等に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答を行うものとし、追加資料は認めない。

③ プロジェクタ、スクリーン等は使用できるものとする。

使用を希望する場合は、予めウイルスチェックを行い、別紙「ウイルスチェック実施証明書」とともに、使用するデータを電磁記録媒体（USBメモリ、CD、DVD等）により、後日改めて通知する期日までに提出すること。

(3) プレゼンテーション時間

1社（1共同企業体）あたりプレゼンテーション20分以内

(4) 審査のポイント

審査項目	審査基準（着眼点）	配点
企画提案書及びプレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"><li>・企画提案書が具体的でわかりやすく、詳細に記載されているか</li><li>・プレゼンテーションが具体的でわかりやすいか</li></ul>	5
業務遂行体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・過去に、類似の業務の受託実績があるか</li><li>・不測の事態にも対応できる、十分な人員が確保されているか</li></ul>	5
提案内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・全国育樹祭という、伝統ある全国行事の意義が理解できている提案内容か</li><li>・第45回全国育樹祭基本計画の基本方針や内容が理解できている提案内容か</li><li>・大分県らしさを盛り込みつつ、他都道府県の全国植樹祭や全国育樹祭等で演じられた内容と類似することのない提案のできる企画力や独創性を持っているか</li><li>・実際に提案内容を実現することが可能な、具体的に明確な全体構想を持っているか</li></ul>	60

<p>提案内容に係る概算経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な式典運営や会場設営、経費縮減のための工夫がなされているか</li> <li>・内訳や積算根拠が具体的かつ詳細に記載されているか</li> <li>・第 45 回全国育樹祭運営等業務における委託契約者と実行委員会の役割分担が適切か</li> </ul>	<p>30</p>
--------------------	---	-----------

(5) その他

参加人数は 1 社（1 共同企業体）につき 3 名までとする。

## 10 審査結果の通知

審査会に参加した全ての応募者に対し、審査会終了後、速やかに通知する。なお、審査結果、審査結果に至った経緯及び理由等に関する質問は一切受け付けない。

## 11 委託契約について

### (1) 契約の締結

本業務に係る委託契約は、原則として最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で、内容の変更協議を含むものとする。協議が不調のときは、次点の者から順に契約締結の協議を行う。

ただし、当該業務は実行委員会における令和 3 年度事業計画及び収支予算の承認を前提とするものであり、令和 2 年度第 2 回実行委員会総会において当該議案が承認されない場合は、委託契約を締結しない。

### (2) 契約保証金

契約締結の際は、大分県契約事務規則第 5 条第 1 項第 1 号の規定に準じて、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、同規則第 5 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

### (3) 業務の中止

① 委託契約の締結後、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

② 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

## 12 第45回全国育樹祭運営等業務（仮）（以下「運営等業務」という。）について

- (1) 本業務とは別に、令和4年度予算の執行が可能となった時点で、運営等業務について受託者との委託契約の締結を予定している。

ただし、当該業務は令和4年度大分県一般会計予算の成立を前提とするものであり、令和4年第1回大分県議会定例会において当該予算が議決されない場合は、委託契約を締結しない。また、実行委員会の承認を前提とするものであり、実行委員会において令和4年度事業計画及び予算が承認されない場合も、委託契約を締結しない。

- (2) 本業務において実行委員会事務局の指示に従わない等、本業務受託者に不誠実な対応があり、実行委員会において受託者と委託契約を締結することが不適切と判断された場合は、受託者と委託契約を締結しない。この場合、本業務において実施する事前手配及び出演調整等の準備業務の状況については、進捗状況、調整先担当者及び特記事項等を引継ぎ書面として作成することとし、事務局立会いのもとで引継ぎ事業者の説明すること。その際、本業務において作成した記録映像、資料写真等のデータについても一式として提供すること。また、各手配先に対しては、事業者が切り替わる旨の連絡を徹底することとし、円滑な引継ぎに協力すること。

## 13 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、提案競技参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (3) 契約にあたっては、企画提案等の内容について、実行委員会事務局と選定された企画提案者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。
- (4) 新型コロナウイルスの感染防止のため、本企画提案競技においては説明会を開催しないこととする。

また、適切な感染防止対策を講じるため、企画提案競技のスケジュールの変更、プレゼンテーションへの参加自粛の要請等を行う場合がある。

- (5) 天災等やむを得ない理由により、公平、公正な企画提案競技が実施し難い場合は、企画提案競技を延期、又は取りやめることがある。その場合、企画提案競技に要した全ての経費は、実行委員会に請求できないものとする。



14 参加申込書・質問書・企画提案書等の提出先及び本業務に関する問合せ先

第45回全国育樹祭大分県実行委員会事務局

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県農林水産部 全国育樹祭推進室 内

電話：097-506-3855 / FAX：097-506-1803

E-mail：a16260@pref.oita.lg.jp